

諮問庁：公正取引委員会委員長

諮問日：平成28年8月3日（平成28年（行個）諮問第125号）

答申日：平成28年12月1日（平成28年度（行個）答申第136号）

事件名：本人から受領した特定日付け「行政相談について」と題する文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成28年6月6日付け公東総第169号により公正取引委員会事務総長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 本件決定通知書について反論

審査請求人に関する個人情報は、公正取引委員会（以下、第2において「公取」という。）宛て文書（特定日A付け行政相談について）、及び公正取引委員会事務総局東北事務所（以下、第2において「事務所」という。）宛て文書（特定日B付け行政相談について）の2件であると理解。

この情報の所在は、公取の件については東京に、事務所の件については仙台にそれぞれ別個に存在していると理解。

今回「保有個人情報の開示請求」をした個人情報は東京のものであるので、公取に開示請求したものである。

しかし、開示された本件決定文書は、事務所の公文書（公東総第169号）である。

何故、公取の保有個人情報が、事務所の保有個人情報として開示さ

れたのか不可解である。

その理由として事務所の総務課長は、「公正取引委員会告示第9号」により公取の保有する個人情報の処理が委任されていると同告示の写しを示し説明された。

さらに、平成25年事務総長通達第4号の2条を示し専決処理できると説明した。

しかし、課長の説明が間違っているのではないかと考慮される。

その理由は、

(ア) 告示は、本来「行政機関の保有する個人情報の保護」に関する事務処理の権限は、公正取引委員会委員長のみが付与されているものを、この告示により下部機関に「その所掌に係るものの範囲において」、その権限又は事務の一部を委任したものではないのか。

この「その所掌に係るものの範囲において」とは、事務所の場合には事務所の所掌範囲を指すことは論をまたない。

したがって、本件開示決定文書は越権行為に基づくものと思慮される。

(イ) 通達は、事務所の所掌に係るものについて、専決処理することができるとしたものであり、本件とは直接関係するものとは理解できない。

さらに通達自体法的拘束力を持たないものと思慮される。

これらのことから総務課長の説明が理解できないし、公取が保有している個人情報が事務所の所掌に係るものでない事は明らかであることから、事務所は所掌範囲を越脱して処分をしたことになる。

したがって、本件処分を取り消すべきである。

イ 本件通知書の2「不開示とした部分とその理由」に対する反論

(ア) 「請求された保有個人情報は、特定日〇付け文書で回答を行っている」と記載しているが、この回答はこれまで文書による回答を拒んでいた事務所からのものであり、本件行政相談している公取からの回答文書ではない。

したがって、「回答を行っている」事にはならないことは明白である。

現在でも公取からの回答はなされていない。

(イ) 「当該請求内容に該当する保有個人情報は存在しない」と記載されているが、事実と相違している。

その理由は、「検討した事実はなく」と記載していますが、事実は事務所から回答がなされたのは、検討の結果公取からのものではなく事務所からの回答にしたのではないかと、なぜなら事務所は、審査請求人が公取に行政相談がなされている事実を知り得ないからで

す。

そこには、回答について検討しその結果、公取からではなく事務所からの回答になったものと理解できる。

また、事務所は、審査請求人からの文書（特定日B付け行政相談について）について文書による回答を拒み、さらに東北管区行政評価局（以下、第2において「評価局」という。）から回答の督促を受けたにもかかわらず、回答を拒んできたではないか。

それが一転して、回答しなければならなくなった大きな理由は、本件公取の行政相談に対する回答の遅延の督促が、評価局から特定日Dになされたことにより、公取として放置できなくなり特定日C付け事務所からの回答文書につながったものと推測できる。

したがって、これらの事は検討の結果なされたものと理解でき、「検討した事実はなく」とした本件決定通知書は、事実を隠蔽した処分書であり、さらに以上から個人情報が存在し「該当する保有個人情報は存在しないので、不開示とした。」とした処分は取り消されるべきである。

ウ 本件開示文書の交付時の本人確認の瑕疵について

開示文書の交付時に本人確認がなされなかったことです。

交付を受けた後、総務課長に私が申請人であることの確認をしなかったのではないかと糾した処、同課長は持参された決定通知書で、本人であることを確認しましたと発言しました。

審査請求人は、開示文書の手交には2点の条件が存在すると理解、その1点は本件決定通知書の確認、2点目は本人確認であると思慮される。

しかし、課長は第三者が決定通知書を持参し開示された個人情報を取得することを防止することを怠ったとしか思えない。

しかも、私と課長とは面識がない。

これらのことから、2点目の条件である本人確認をしなかったことは、個人情報を扱うセクションとしては許されることではないと思慮される。

したがって、開示手続に瑕疵が存在するものと思慮される。

よって、本件処分を取り消しその責任を明確にし、改めて公取が個人情報を開示すべきである。

エ 以上のとおり、本件処分は処分権限の越脱によるものであり、非開示とした理由にも根拠がなく、意図的に個人情報を隠蔽しているのは明らかである。

さらに、個人情報開示手続に瑕疵が存在する事からも、本件処分を取り消し新たに公正取引委員会から個人情報を開示すべきである。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年9月30日受付で意見書が当審査会宛て提出された。(諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が審査請求人から提出されていることから、その内容は記載しない。)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求について

(1) 開示請求の対象となった保有個人情報

開示請求の対象となった保有個人情報は、「特定日A付け、貴委員会宛行政相談文書に対する回答が、半年経過してもなされていないことに対する督促と、回答が遅延している状況」に該当する保有個人情報(以下、第3において「請求文書1」という。)及び「特定日A付け文書」(以下、第3において「請求文書2」という。)である(別添1)(略)。

(2) 不開示とした部分及び理由について

開示請求が行われた保有個人情報のうち、請求文書1については、審査請求人から公正取引委員会事務総局本局(以下「本局」という。)宛てに送付された特定日A付け「行政相談について」と題する文書(以下「特定日A付け行政相談文書」という。)に対し、公正取引委員会事務総局東北事務所(以下「東北事務所」という。)から、特定日C付け文書にて回答を行っていることから、保有個人情報開示請求書に記載の「回答が、半年経過してもなされないことに対する督促」及び「回答が遅延している状況」について検討した事実はなく、当該請求内容に該当する保有個人情報は存在しないため、不開示とした(別添2)(略)。

なお、請求文書2については、特定日A付け行政相談文書を本件対象文書として特定し、開示した(別添2)(略)。

(3) 本件審査請求の内容

上記(2)の原処分に対して、本件審査請求は原処分の取消し及び本件対象保有個人情報の全部開示を求めて行われたものである(別添3)(略)。

2 前提となる事実

(1) 関係法令等の規定

ア 保有個人情報の開示に係る権限等

(ア) 法及び法施行令

法46条においては「行政機関の長は、政令(内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令)で定めるところにより、前3章(第10条及び前章第4節を除く。)に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。」こととされている。当該権限又は事務の委任の中には法18条に基

づく開示請求に対する措置及び法 2 4 条に基づく保有個人情報の開示の実施が含まれる。

また、法施行令 2 1 条 1 項においては「行政機関の長（第 3 条に規定する者を除く。）は、法第 2 章から第 4 章まで（法第 1 0 条及び法第 4 章第 4 節を除く。）に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、（中略）内閣府設置法第 5 2 条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、（中略）に委任することができる。」こととされている。

（イ）公正取引委員会告示及び通達

公正取引委員会では、法 4 6 条及び法施行令 2 1 条 1 項の規定に基づき、平成 1 7 年公正取引委員会告示第 9 号（以下「告示」という。）において、「公正取引委員会委員長の所掌に係る法第 2 章から第 4 章まで（法第 1 0 条及び法第 4 章第 4 節を除く。）に定める権限又は事務のうち、事務総局の官房並びに地方事務所及びその支所の所掌に係るものについては事務総長に、（中略）それぞれ委任すること」とされている。

また、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に関する事務の専決処理規程」（平成 2 5 年事務総長通達第 4 号。以下「通達」という。）の 2 条において、「地方事務所長又は支所長は、個人情報保護法第 2 章から第 4 章まで（第 1 0 条及び第 4 章第 4 節を除く。）に定める事務のうち、当該地方事務所又は支所の所掌に係るもの（近畿中国四国事務所にあっては、中国支所及び四国支所の所掌に係るものを除く。）について、専決処理することができる。」とされている。

（ウ）東北事務所の所掌事務

独占禁止法 3 5 条 1 項において「公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。」と規定されており、また、同法 3 5 条の 2 の 1 項において、「公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。」と規定されている。

なお、同条 2 項において「前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は政令で定める。」旨規定されており、また、公正取引委員会事務総局組織令（昭和 2 7 年政令第 3 7 3 号）2 2 条において、東北事務所の管轄区域は青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県である旨規定されている。

イ 保有個人情報の開示の実施時における手続

法又は法施行令において、開示の実施時に係る本人確認についての

規定はない。

なお、行政機関個人情報保護法開示請求等の事務処理の手引（平成28年5月）（以下「手引」という。）の「第4 開示の実施」，「3 開示の実施」，「（3）その他留意すべき事項」，「①事務所における開示」においては，事務所における保有個人情報の開示について，「事務所において，閲覧等により保有個人情報の開示を行う場合には，開示決定通知書を持参した本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）に対して行う。開示決定通知書を持参していない場合であっても，開示請求者本人又はその法定代理人（※若しくは任意代理人）であることが証明されれば，開示の実施を行うことができる。」と規定されている。

（2）事実関係

ア 本件保有個人情報開示までの経緯

特定日E及び特定日F，東北事務所取引課に本件の審査請求人から景品表示法に関する相談が2度にわたり行われた。

審査請求人は，相談の内容が理解されなかったとして，特定日B付け東北事務所長宛ての「行政相談について」と題する文書（以下「特定日B付け行政相談文書」という。）による相談を行った。これに対し，東北事務所から，特定日G，審査請求人に口頭（電話）で回答を行った。

しかし，審査請求人は特定日B付け行政相談文書に対する東北事務所の回答及び文書による回答がなされない等の対応に納得できないとして，本局に対し特定日A付け行政相談文書を送付した。本局においては官房総務課が当該文書を受領した。官房総務課は，同行政相談文書の写しを東北事務所に回付し，また，審査請求人に対し，特定日H及び特定日Iの2度にわたり口頭（電話）で本件相談に対する対応について説明を行った。しかし，審査請求人の納得が得られず，これ以上の対応は困難であるとして，官房総務課は審査請求人に対する対応を一旦終えた。その後，同行政相談文書は東北事務所において対応した相談に関するものであることから，東北事務所で保管することが適当であったため，官房総務課から東北事務所に対して当該行政相談文書の原本を送付している。

特定日D，審査請求人からの行政相談を受けた総務省東北管区行政評価局（以下「東北行政評価局」という。）から，官房総務課に対し，審査請求人に対する相談事項に係る文書での回答の可否について照会が行われた。官房総務課は東北行政評価局に対し，特定日J付けで，相談事項のうち，景品表示法に係る相談部分を除き，審査請求人に対して東北事務所総務課長から文書で回答する旨の回答を

行った。また、審査請求人に対しては、東北事務所総務課から、本局と協議の上、特定日 B 付け行政相談文書及び特定日 A 付け行政相談文書について、特定日 C 付け文書を送付して回答を行い、特定日 K に、審査請求人からの同文書に関する照会に応じる形で、同課から口頭（電話）でも説明を行った。

その後、審査請求人から、公正取引委員会に対し、平成 28 年 5 月 6 日付けの保有個人情報開示請求書が郵送され、平成 28 年 5 月 9 日に、官房総務課にて当該請求書を受領した。公正取引委員会においては、当該開示請求については、告示及び通達の規定に基づき、保有個人情報開示請求書を官房総務課から東北事務所に送付した後、東北事務所長の専決にて開示決定を行い、平成 28 年 6 月 6 日付けで審査請求人に対し、上記 1（2）の内容を記載した保有個人情報開示決定通知書を送付した。

イ 東北事務所における開示文書交付の手続

審査請求人に対し保有個人情報開示決定通知書を郵送した後、特定日 L、審査請求人から東北事務所総務課長宛てに電話で、特定日 M 午前に東北事務所において開示決定文書の交付を受けたい旨の連絡があった。

特定日 M、審査請求人は来庁予定時刻に 10 分程度遅れた午前 9 時 40 分頃に東北事務所総務課を訪問し、総務課長及び総務係長に対し姓を名乗った上で保有個人情報開示決定通知書の原本を示し、また、保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出した。

総務課長及び総務係長は、審査請求人がおおむね自ら指定した日時に東北事務所に訪れ、姓を名乗り、保有個人情報開示決定通知書の原本を示したことから、訪問者が審査請求人本人であると認め、開示決定文書の写しを交付した。

3 審査請求人の主張

審査請求人の主張はおおむね以下のとおりと解される。

- (1) 審査請求人に関する個人情報は、特定日 A 付け行政相談文書及び特定日 B 付け行政相談文書の 2 文書であるところ、これらのうち、特定日 A 付け行政相談文書は本局に、また、特定日 B 付け行政相談文書は東北事務所に別個に存在し、それぞれが保有している。今回は特定日 A 付け行政相談文書に関する個人情報の開示請求であるため、本局に開示請求を行ったが、保有個人情報開示決定通知は東北事務所からの文書であり、本局の文書が東北事務所の保有個人情報として開示決定された理由が不可解である。

東北事務所の総務課長は告示及び通達を示し、保有個人情報の開示は地方事務所長が専決処理できると説明したが、総務課長の説明は間違っ

ている。

その理由は、本来、保有個人情報の開示決定は公正取引委員会委員長の権限であるところ、当該告示は下部機関に当該下部機関の所掌に係るものの範囲で当該権限又は事務を委任したものであり、事務所の場合は当該事務所の所掌範囲を指すからである。また、通達は事務所の所掌に係るものについて専決処理することができるとしたものであり、本局が保有している個人情報に東北事務所の所掌に係るものではないことは明らかであることから、東北事務所は所掌範囲を越脱して処分をしたことになる。したがって、本件処分を取り消すべきである。

- (2) 保有個人情報開示決定通知書には、開示請求した保有個人情報のうち特定日A付け行政相談文書への回答について、特定日C付け文書で回答を行っているとして記載されているが、当該文書は東北事務所からのものであり、本局からの回答ではない。したがって、特定日A付け行政相談文書に対する回答を行ったとはいえないことは明白であり、現在でも同行政相談文書に対する回答はなされていない。

また、保有個人情報開示決定通知書には、請求文書1は存在しないと記載されているが、事実と相違している。

その理由は、特定日A付け行政相談文書について、東北事務所から特定日C付け文書で回答がなされたのは、検討の結果、本局からではなく東北事務所からの回答としたと理解できるからである。

また、それまで文書での回答を拒んできたにもかかわらず、同文書による回答が東北事務所から行われたのは、特定日D、東北行政管理局から本局に本件行政相談に係る督促がなされたことにより、公正取引委員会として、本件行政相談を放置できなくなったためと推測できる。

したがって、これらのことは検討の結果なされたものと理解できるため、特定日A付け行政相談文書に対する回答が半年経過されてもなされないことに対する督促及び回答が遅延している状況について検討した事実なしとした本件保有個人情報開示決定通知書は事実を隠蔽した処分書であり、不開示とした処分は取り消されるべきである。

- (3) 保有個人情報を交付する条件には、開示決定通知書の確認及び本人確認が存在すると思慮されるところ、東北事務所総務課長は交付時において開示決定通知書の提示のみで本人であることを確認し、その他の本人確認を行わなかった。

2点目の条件である本人確認を行わなかったため、本件開示手続には瑕疵があると思慮されるため、本件処分を取り消し、改めて個人情報を開示すべきである。

- (4) 以上のとおり、(1) 本件処分は処分権限の越脱によるものであり、
(2) 不開示とした理由にも根拠がなく、意図的に個人情報を隠蔽して

いるのは明らかであり、更に、（３）個人情報開示手続に瑕疵が存在することからも、本件処分を取り消し、新たに公正取引委員会から個人情報を開示すべきである。

4 原処分及びその考え方

（１）本件保有個人情報の開示決定について

審査請求人は、上記３（１）のとおり、本件保有個人情報の開示決定について、本局が保有している個人情報が東北事務所の所掌に係るものではないことは明らかであることから、東北事務所は所掌範囲を越脱して処分をしたことになるとして、本件処分を取り消すべきである旨主張している。

しかし、上記２（１）アのとおり、公正取引委員会においては、法２章から４章まで（１０条及び４章４節を除く。）の事務については、告示により公正取引委員会委員長から事務総長に委任され、また、通達により、地方事務所の所掌に係るものについて、地方事務所において専決処理できる旨規定されている。

また、本件保有個人情報の開示請求の対象となった請求文書１及び請求文書２については、いずれも、特定日Ａ付け行政相談文書に係るものであるところ、当該行政相談文書は、上記２（２）アのとおり、東北事務所において対応した相談に関するものであることから、東北事務所にて原本を保管しており、また、東北事務所は、本局と協議した上で、当該行政相談文書及び特定日Ｂ付け行政相談文書について、審査請求人に対し、特定日Ｃ付け文書で回答を行い、その後、審査請求人からの照会に応じる形で口頭（電話）での説明を行っている。

このことから、本件開示請求の対象は東北事務所の所掌事務に関する保有個人情報である。

以上のことから、本件保有個人情報の開示請求に対し、東北事務所にて開示決定を行ったことについて、手続上の問題はない。

なお、参考として、平成１５年度（行情）答申２１１号においては、異議申立人からの、本件不開示決定は課長の専決によるものであり、また不開示情報該当性の判断も行政機関の長によるものではないので不当であるとの主張に対し、法に基づく開示決定は行政機関の長によって行われることとされているが、本件不開示決定は、諮問庁が説明するように、諮問庁の内部規定に基づく専決処理により適法に行われたものと認められるとの結論が出されている。

（２）請求文書１に係る不開示について

審査請求人は、上記３（２）のとおり、特定日Ｃ付け文書は東北事務所からのものであり、本局からの回答文書ではないことから現在でも特定日Ａ付け行政相談文書に対する回答はなされておらず、また、同行政

相談文書に対する回答が半年経過されてもなされないことに対する督促及び回答が遅延している状況について検討した事実はないという開示決定通知は事実を隠蔽した処分であり、取り消されるべき旨主張している。

しかし、上記（１）のとおり、特定日Ａ付け行政相談文書に対する回答は特定日Ｃ付け文書及びその後の口頭での説明によって行われている。そのため、開示請求時点で、特定日Ａ付け行政相談文書に対する回答が遅延している状況にはなく、したがって、同行政相談文書に対する回答が半年経過されてもなされないことに対する督促及び回答が遅延している状況について検討した事実もない。

なお、東北事務所からの審査請求人に対する特定日Ｃ付け文書では「特定日Ｂ付け東北事務所長宛て、特定日Ａ付け公正取引委員会宛ての御照会についてお答えいたします。」及び「今般の御連絡は、公正取引委員会の事務総局の本局と協議の上で行っています。」と記載されている。

（３）本件開示決定文書の交付時の本人確認について

審査請求人は、上記３（３）のとおり、開示文書の手交には開示決定通知書の確認及び本人確認が存在すると思慮されるところ、東北事務所総務課長は交付時において開示決定通知書の提示のみで本人であることを確認し、その他の本人確認を行わなかったことから、本件開示手続きには瑕疵があると思慮されるため、本件処分を取り消し、改めて開示を行うべきである旨主張している。

しかし、上記２（２）イのとおり、本件保有個人情報の交付に当たっては、東北事務所総務課長に対し、審査請求人から電話で実施の方法、日時について指定があり、審査請求人は、来庁予定時刻に１０分程度遅れたものの、おおむね自ら指定した日時に東北事務所総務課を訪問し、総務課長及び総務係長に対し姓を名乗り、本件開示決定通知書の原本を示したことから、審査請求人が本件開示請求を行った本人であることを疑う合理的な理由がなかったため、交付を実施したものである。このように東北事務所での手続は手引に従ったものであり、瑕疵はない。

５ 結論

したがって、上記に述べるとおり、本件開示請求に対して処分庁が行った一部不開示の原処分は妥当なものである。

また、本件開示決定文書の交付についても正当な手続に則ったものである。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年８月３日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- | | |
|------------|---------------|
| ③ 同年9月30日 | 審査請求人から意見書を収受 |
| ④ 同年10月17日 | 審議 |
| ⑤ 同年11月15日 | 審議 |
| ⑥ 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件請求保有個人情報とは、「行政相談の検討状況 特定日A付け、貴委員会宛行政相談文書に対する回答が、半年経過してもなされないことに対する督促と、回答が遅延している状況の情報」（以下「本件請求保有個人情報1」という。）及び「特定日A付け文書」（以下「本件請求保有個人情報2」という。）である。

処分庁は、本件請求保有個人情報2に該当するものとして、本件対象保有個人情報を特定し、その全てを開示する一方、本件請求保有個人情報1については、審査請求人から本局に送付された特定日A付け行政相談文書に対して、東北事務所から特定日C付け文書で回答を行っていること等から、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報は存在しないとして、不開示とする原処分を行った（ただし、東北事務所長が専決処理によりこれを行った。）。

これに対し、審査請求人は、要するに、i) 原処分は、本局が保有している個人情報について、東北事務所がその保有する個人情報として開示したものであるから、東北事務所が所掌の範囲を越脱して原処分をしたことになり、また、ii) 特定日C付け文書による回答は東北事務所からのものであり、審査請求人の特定日A付け行政相談文書に対しては、本局から回答はなされていないところ、特定日C付け文書については、本局が、東北管区行政評価局から遅延した回答の督促を受けて放置できなくなり、検討の結果、同文書による回答につながったものと推測できるから、本件請求保有個人情報1に該当する保有個人情報が存在するはずであるなどとして、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を妥当であるとしていることから、以下、原処分の手続の妥当性及び本件請求保有個人情報1の保有の有無について検討する。

2 原処分の手続の妥当性について

- (1) 原処分の手続の妥当性について、審査請求人は、上記1のi)のとおり主張するところ、諮問庁は、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2については、いずれも、特定日A付け行政相談文書に係るものであるが、同行政相談文書は、東北事務所において対応した相談に関するものであるから、本件開示請求の対象は東北事務所の所掌事務に関する保有個人情報であり、したがって、告示及び通達に基づき、東北事務所において専決処理できるものであるから、東北事務所（長）にお

いて原処分を行ったことについて、手続上の問題はない旨説明する。

- (2) そこで、保有個人情報の開示等に係る権限について検討すると、行政機関の長の権限又は事務の委任に関する法46条及び法施行令21条1項の規定は、上記第3の2(1)ア(ア)のとおりであり、また、当審査会において、上記の告示を確認し、さらに、諮問庁から上記の通達の提示を受けて確認したところ、上記第3の2(1)ア(イ)のとおりそれぞれ記載されていることが認められる。
- (3) また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公正取引委員会事務局長において法に基づく開示請求に対する開示決定等を行うに当たっては、原則として、開示請求の対象である保有個人情報を現に保有している部署がその所掌に係るものとして処理するとのことであり、この取扱いが不合理であるとはいえない。
- (4) そして、当審査会において、諮問庁から特定日C(特定日Aの156日後)付け文書の提示を受けて確認したところによると、同文書は、東北事務所(総務課長)から審査請求人に宛てて発出されたものであり、その文面は、冒頭の「特定日B付け東北事務所宛て、特定日A付け公正取引委員会宛ての御照会についてお答えいたします。」との記載に続いて、審査請求人の質問(東北事務所に対する特定日B付け行政相談文書及び本局に対するその後の特定日A付け行政相談文書による質問)に対する回答が列記された後、「今般の御連絡は、公正取引委員会事務総局の本局と協議の上で行っています。」などと記載されたものであると認められる。
- (5) さらに、諮問庁の説明によれば、特定日A付け行政相談文書(本件請求保有個人情報2)については、東北事務所において対応した相談に関するものであることから、東北事務所にもその原本が保管されているとのことであり、この説明に疑いを差し挟むような事情はない。
- (6) 以上を踏まえて検討すると、本件請求保有個人情報1及び本件請求保有個人情報2については、いずれも、特定日A付け行政相談文書に係るものであるが、同行政相談文書は、東北事務所において対応した相談に関するものであるから、本件開示請求の対象は東北事務所の所掌事務に関する保有個人情報である旨の諮問庁の説明にも、不自然、不合理な点はなく、したがって、原処分が東北事務所長の専決処理により行われたことについて、特段の問題があるとは認められず、原処分の手続は妥当である。

3 本件請求保有個人情報1の保有の有無について

- (1) 本件請求保有個人情報1の保有の有無について、審査請求人は、上記1のii)のとおり主張するところ、諮問庁は、特定日A付け行政相談文書に対する回答は、東北事務所から審査請求人に対し、特定日C付け文

書等で行っているため、本件開示請求の時点で、特定日 A 付け行政相談文書に対する回答が遅延している状況にはなく、したがって、同行政相談文書に対する「回答が、半年経過してもなされないことに対する督促」及び「回答が遅延している状況」について検討した事実もないから、本件請求保有個人情報 1 は保有していない旨説明する。

(2) そこで検討すると、上記 2 の (4) のとおり、東北事務所（総務課長）から審査請求人に宛てて発出された特定日 C 付け文書は、特定日 A 付け行政相談文書による審査請求人の質問に対する回答を含む内容のものであると認められる。

(3) したがって、処分庁において、本件開示請求の時点で、特定日 A 付け行政相談文書に対する回答が遅延している状況にはないと認識しており、そのため、同行政相談文書に対する回答が遅延している状況等について検討した事実もない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

(4) その外、本件請求保有個人情報 1 に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情もないことから、公正取引委員会事務総局において、本件請求保有個人情報 1 を保有していない旨の諮問庁の説明は、首肯できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、公正取引委員会事務総局において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 1 部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件請求保有個人情報

(1) 行政相談の検討状況

特定日 A 付け，貴委員会宛行政相談文書に対する回答が，半年経過してもなされないことに対する督促と，回答が遅延している状況の情報（本件請求保有個人情報 1）

(2) 特定日 A 付け文書（本件請求保有個人情報 2）

2 本件対象保有個人情報

公正取引委員会が審査請求人から受領した特定日 A 付け「行政相談について」と題する文書